

公益財団法人府中文化振興財団役員等の報酬等に関する規程

(平成22年5月14日議案第16号)

改正 平成24年3月8日評議案第12号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人府中文化振興財団(以下「法人」という。)の定款第14条、第28条及び第29条の規定に基づき、評議員、理事、監事、相談役の報酬等について定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に定める者をいう。
- (5) 相談役とは、定款第29条に定める者をいう。
- (6) 報酬とは、役員又は評議員が、本規程第4条第1項各号に掲げる会議等に出席又は従事した対価として受け取る財産上の利益をいう。

(報酬の総額)

第3条 非常勤の役員及び評議員に対する各年度の報酬の総額は、別表1のとおりとする。

(報酬の額及び支給の基準)

第4条 役員及び評議員が、次の各号に掲げる会議等に出席又は従事したときは、前条に定める総額及び定款第14条に定める評議員に対する報酬等の総額の範囲内において、報酬として別表2に掲げる金額を支給する。ただし、府中市の特別職及び一般職の身分を有する者並びに常勤の役員(法人の事務局の職を兼ねる者)、芸術劇場名誉館長の職を兼ねる者には支給しないものとする。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 監査
- (4) 法人の業務執行に必要な事務等に1日2時間を超えて従事したとき。

2 相談役は無報酬とする。

(役員等の報酬等に関する規程)

(支給の方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬の支払いは、前条に規定する会議等への出席又は従事のつど、現金にて支払うものとする。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付 則 (平成24年3月8日評議案第10号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表1 (第3条)

役職	年度総額 (合計)
理事(非常勤)	1,300,000 円
監事(非常勤)	312,000 円
評議員	1,001,000 円

別表2 (第4条)

役職	報酬日額 (一人あたり)	
	第1号から第3号による とき	第4号によるとき
理事(非常勤)	13,000 円	7,000 円
監事(非常勤)		
評議員		